

## さいたま市告示第1386号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の廃止の届出があったので、その概要等を同条第6項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年9月28日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ大宮櫛引パワフル館

所在地 さいたま市北区櫛引町2-738

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 昭和リース株式会社

代表者氏名 代表取締役 瀬戸 紳一郎

住所 東京都中央区日本橋室町二丁目4号3番日本室町野村ビル

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

2,167㎡

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0㎡

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1000平方メートル以下となる日

令和2年9月16日

(6) 変更する理由

リニューアルオープンに向け、解体するため。

### 2 届出年月日

令和2年9月23日

### 3 連絡先

(1) 担 当 さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課商業振興係

(2) 電 話 048(829)1364

(3) F A X 048(829)1944